

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念「全従業員の物心両面の幸福を追求するとともに社会の進歩発展に貢献すること」のとおり、株主、お客様、外注先・仕入先、役員、地域の方々をはじめとする、会社を支えていただいているすべての関係者（ステークホルダー）に対しまして、お役に立ち、信頼される会社になるために、経営の健全性・効率性・透明性を通じて企業としての社会的責任を果たしていくことをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

その実現のために、経営環境の変化に応じて適宜組織体制及び制度の見直しを実行し、企業価値の最大化を図れるよう対処しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
芝原 英司	2,818,000	41.14
ショーエイ従業員持株会	805,000	11.77
芝原 武司	360,000	5.26
日本証券金融株式会社	159,500	2.33
稲畑産業株式会社	142,500	2.08
楽天証券株式会社	116,400	1.70
キョウエイ株式会社	104,900	1.53
剣持 整	98,100	1.43
MSIP CLIENT SECURITIES(常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	95,100	1.39
株式会社オーエスシーテック	76,900	1.12

支配株主(親会社を除く)の有無

芝原 英司

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3 月

業種

化学

直前事業年度末における(連結)従業員数

100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高

100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の代表取締役社長 芝原英司は、支配株主に該当いたします。

当社と支配株主との取引は、現在行われておらず、その予定也没有せん。将来的に支配株主との取引が発生する場合においては、監査等委員会による監視を行う等、当社及び当社株主各位の不利益とならないよう適切に対処してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	12 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大森 茂樹	他の会社の出身者											
岩淵 誠次	他の会社の出身者											
村野 譲二	弁護士											
新城 学	他の会社の出身者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大森 茂樹	○	○	－	経営コンサルタントとして20年以上にわたり、会計を含めた多くの経営指導の実績を残し、幅広い知識と豊富な知見を有していることから、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただき、社外取締役として監督機能及び役割を果たして頂けると判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏は当社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、当社との利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれ

				はないと判断したことから独立役員として指定しております。
岩淵 誠次	○	○	—	元証券会社引受部長として多くの株式公開の経験を有し、企業の資本政策等に関わった幅広い知識と豊富な知見を有していることから、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただき、社外取締役として監督機能及び役割を果たして頂けると判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏は当社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、当社との利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したことから独立役員として指定しております。
村野 譲二	○	○	弁護士法人中央総合法律事務所 社員 弁護士 大光電機株式会社 監査役 カワセコンピュータサプライ株式会社 取締役監査等委員	弁護士として企業法務に精通しており、高い専門性、幅広い知識と豊富な知見を有していることから、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただき、社外取締役として監督機能及び役割を果たして頂けると判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏は当社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、当社との利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したことから独立役員として指定しております。
新城 学	○	○	株式会社ユニクエスト・オンライン 監査役	証券会社法人部門においての長きにわたる豊富な経験と知識を有していることから、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただき、社外取締役として監督機能及び役割を果たして頂けると判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏は当社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、当社との利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したことから独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり				
当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新					
当社の内部統制監査室が、監査等委員会の職務を補助しております。 監査等委員会の職務を補助する内部統制監査室の使用人の独立性を確保するため、当該使用人の異動等人事に関する決定は、監査等委員会の事前の同意を得て行っております。					
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新					
監査等委員会は、内部統制監査室の監査と調整を図り、連携して監査を行っております。また会計監査人から四半期ごとに監査結果の報告を受けるほか、適時に会計監査人と会合をもち、意見及び情報の交換を行う等、相互に連携を図っております。					
【任意の委員会】					

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新**

4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外取締役をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成29年6月27日開催の第50期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されました。本制度に基づき対象となる取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、既存の金銭報酬額とは別枠で年額30百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

報酬額の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、株主総会で決議された報酬総額の限度内で支給することとしております。報酬の決定方針は、次のとおりです。

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く）

株主総会において承認を得た報酬の総枠を限度として、役位に応じた報酬を基本とし、従業員給与とのバランスと会社の経営成績を勘案の上、取締役会の決議により個別の金額を決定しております。

b. 監査等委員である取締役

株主総会において承認を得た報酬の総枠を限度として、常勤と非常勤の別、業務の分担等を勘案の上、監査等委員である取締役の協議により個別の金額を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役に対する連絡、サポートについては総務部で行っております。また当社社外取締役は全員監査等委員であるため取締役常勤監査等委員が適宜電話、電子メール等で事務連絡を行う体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） **更新**

当社における業務執行上の重要な意思決定の多くは、取締役会及び経営会議に集約されております。社外取締役4名を含む7名の取締役で構成される取締役会を定例では原則月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。その他重要事項に関し、経営判断を補完する目的で、監査等委員でない取締役及び執行役員、部長、室長等で構成される経営会議を原則月1回開催しております。また経営会議には常勤監査等委員である取締役も常時参加しております（非常勤監査等委員は随時参加）。

監査等委員会は、社外取締役4名にて構成されております。監査等委員である取締役はそれぞれ、法律の専門家、税務及び会計の専門家、また

当社の事業環境への深い理解と見識がある者といった各分野の専門家を選任しており、加えて一般株主と利益が相反するような事情のない者を選任しております。

監査等委員である取締役は、監査等委員会で定められた「監査等委員会監査等基準」「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」及び「監査計画」に基づき、業務・財産の状況等の調査を通じ業務執行取締役の職務執行の監査を行っております。また経営会議その他の重要な会議に必要な応じ出席し意見を述べると共に、取締役会議事録、稟議書等の重要な決裁書類及び関係資料の閲覧等を行い、監査を実施しております。監査等委員会は原則月1回開催し、相互に適宜連絡・連携することにより、組織運営において顕在化しにくい様々なリスク等に関して、業務執行から独立した監査を行っております。

代表取締役社長兼グループCEO直轄の内部統制監査室は、各部門の業務に対し、内部監査規程及び每期策定する内部監査計画等に基づき内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長兼グループCEO及び監査等委員会に報告しております。代表取締役社長兼グループCEOは被監査部門に対して、監査結果を踏まえて改善指示を行い、その改善状況について書面により報告を行わせることにより、内部監査の実効性を確保しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、平成29年6月27日開催の第50期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。その目的は、企業価値の向上をはかる観点から、議決権を有する監査等委員である取締役を取締役に迎えることで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るとともに、複数の独立取締役により、意見が活発に提起され、経営の透明性と機動性の向上につながり、ステークホルダーからの理解も得られやすくなると考えております。また業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を採用しており、中・長期での企業価値の最大化を図るものであります。

当社は取締役の意思決定及び業務執行が合理的に行われ、監査・監督が十分に機能し、コーポレート・ガバナンスがより一層強化されると判断したため、現状の体制を採用いたしました。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議決権行使を促進するため、法定期日である株主総会開催日の2週間前より早期に招集通知を発送しております。 平成29年6月27日開催の第50期定時株主総会の招集通知は、平成29年6月7日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の皆様にご出席いただけるように、集中日を回避して株主総会の日程を設定しております。
その他	株主総会における事業報告等に際して、動画等を利用し、ビジュアル的により分かりやすくご説明する工夫を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算ならびに期末決算後に、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会の動画配信および配布資料の掲載をはじめ、IR資料としては、決算情報(決算短信等)、有価証券報告書(四半期報告書含む)、事業報告書、株主総会関連資料やその他の適時開示書類等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しては、総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境省が定めた環境経営システム・取り組み・報告に関するガイドラインに基づく制度である「エコアクション21」の認証・登録を受けております。省エネルギー、省資源、廃棄物削減等の取り組みとして、具体的には事業所や工場から出るゴミの分別、原材料であるプラスチックフィルムのリサイクル、使用電力量の削減及び節水といった活動を実施しております。今後、環境分野の他にも、当社の企業規模に合わせた社会貢献活動を継続して実施することを重要な経営課題としております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は情報管理規程を制定し、内部情報の管理の徹底、インサイダー取引の未然の防止に努めるとともに、適時適切な情報開示を行うことを定めております。
その他	現在、女性の役員への登用実績はありませんが、女性管理職1名(営業職)を登用しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）全体に適用する「ショーエイコーポレーション企業行動憲章」「ショーエイフィロソフィ」を定める。
- (2) 「ショーエイコーポレーション企業行動憲章」の精神に則って制定された「コンプライアンス規程」に基づき「コンプライアンス窓口」「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する相談受付、調査、監督および啓蒙活動を実施する。
- (3) 法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を目的として、常勤監査等委員を窓口にした公益通報制度を整備し、経営会議、社内研修を通じて当社グループ役職員に周知徹底する。
- (4) 取締役会は、法令及び定款に照らし、取締役会規程に基づいて取締役の職務の執行を監督する。
- (5) 監査等委員会は、法令及び定款に照らし、「監査等委員会監査等基準」「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」及び「監査計画」に基づいて取締役の職務の執行を監査、監督する。
- (6) 取締役会は、使用人の業務執行手続きの適正を確保するため、各種社内規程を制定し遵守させる。
- (7) 取締役会は、社内規程が諸法令等に適合するように制定されているかといった事項を、顧問弁護士、顧問社労士等の専門家に意見を求めることにより確認する。
- (8) 代表取締役社長兼グループCEO直轄にて内部監査担当者(内部統制監査室長)を選任し、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、監査等委員である取締役にも報告され、経営力の強化を図る。
- (9) 金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備・構築し、業務の改善に努める。
- (10) 会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役の職務執行に係る情報及びその管理について、対象文書と保存期間及び管理方法等を文書管理規程において規定し、文書化もしくは電磁的媒体に記録の上、経営判断に用いた関連資料と共に保存する。
- (2) 当社は、取締役からの要請があった場合に備え、情報の種類や特性に応じて適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社の損失の危険管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社グループの経営活動上、「コンプライアンス規程」「情報セキュリティ管理規程」「危機管理規程」などリスクマネジメント体制を整備、構築するための方針を規定し、これに基づいて経営活動上のリスクを認識する。また影響、発生可能性を鑑み、重要性に応じたリスク管理を行う。
- (2) リスクマネジメントを所管する部門が当社グループにおけるリスク対応を組織横断的に統括し、リスクマネジメント活動に係る意思決定は経営会議において行い、その内容を定期的に取締役会に報告する。
- (3) 当社は、災害、事故などの重大な事態が生じた場合の当社グループにおける対応方針を「危機管理規程」等において規定し、これに基づいて緊急事態のレベルを判定し、迅速に対応を行うことにより損害の拡大を防止するとともに損失を最小限に留める。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループにおける取締役会をはじめとする各会議体の運営方針、業務分掌・職務権限に関して「取締役会」「会議管理規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「職務権限表」において規定し、取締役の職務、権限及び責任等を明確化する。また取締役会に付議すべき事項を定め、その他の会議体、各部門責任者へ権限を委譲し、業務執行全般の効率的な運営を行う。
- (2) 当社は、取締役会において当社グループ運営上の重要な意思決定及び業務執行の監査・監督を行う。また取締役（監査等委員である取締役を除く。）は各部門と業務の進捗状況を定期的に確認することにより情報共有を迅速に行い、適切な経営判断を実施する。
- (3) 当社は、取締役会においてグループ・全社戦略を定め、各部門および各子会社はグループ戦略を踏まえ部署別、会社別の戦略を策定する。またその進捗状況を定期的に取締役会がモニタリングすることにより戦略の実行を担保する。
- (4) 当社は、取締役会に加えて、定期的に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び重要業務を執行する管理職で構成する経営会議を開催し、経営情報の共有化を図ると共に、重要な業務執行に関する事項について協議し、機動的な意思決定を行い、経営の効率化を進める。また経営会議には常勤監査等委員である取締役も常時参加する(非常勤監査等委員は随時参加)。
- (5) 当社の本社部門は、経営管理・リスク管理・人事管理・業務管理の各項目で、取締役会の意思決定と各部門の戦略実行をサポートするとともに、重要な子会社に対しても同様の体制を構築し、個々の事業戦略に最適化したサポートを実施する。

5. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社の経営管理に関する方針を規程に定め、子会社の経営・財務等に関する重要な事項については当社報告事項とすると共に、重要な意思決定については当社承認事項とすることで、適切な子会社の経営管理を行う。
- (2) 当社は、子会社の管理を行う所管部門を定め、子会社の管理責任者と連携して管理を行う。また子会社に関する最新の情報を収集して整理保管し、必要に応じて情報を関係者に提供する。
- (3) 当社が設置する公益通報窓口は、国内当社グループの全ての役職員が利用可能とし、子会社における法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見・未然防止を図る。
- (4) 内部統制監査室は、子会社の管理及び業務活動について監査を実施する。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社の監査等委員会の職務は、内部統制監査室においてこれを補助する。
- (2) 監査等委員会の職務を補助する内部統制監査室の使用人の独立性を確保するため、当該使用人の異動等人事に関する決定は、監査等委員会の事前の同意を得る。
- (3) 監査等委員会より監査業務に関する命令を受けた補助使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けない。

7. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役その他これらに該当するもの及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

- (1) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）・監査役及び使用人は、当社監査等委員会に対して、法定の事項に加え、経営に重大な影響を及ぼす事項、法令・定款に違反すると思われる事項、会社に著しい損害を及ぼす事項、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに報告するものとし、当該報告が円滑になされるよう、当社の本社部門が支援を行う。

- (2)内部統制監査室は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果、監査等委員会から指示があった公益通報の調査結果についての報告、その他活動状況の報告を行うものとする。
- (3)監査等委員会は、当社グループの取締役会議事録、稟議書等の重要な決裁書類及び関係資料等、いつでも監査に必要な資料の提供を受けることができる。
- (4)監査等委員会は、必要に応じていつでも当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人から説明を受けることができる。
- (5)当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会が報告を求めた事項については迅速かつ的確に対応する。
- (6)当社の子会社の取締役または監査役を兼任する当社の役職員は、重要な事項が発生した場合には監査等委員会へ報告する。
- (7)当社グループの監査役連絡会を設置し、子会社の監査役が当社の監査等委員会に定期的に報告する。

8. 当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1)当社グループは、当社の監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いや職場環境の悪化、嫌がらせ等がないように適切な措置を執る旨を、「公益通報者保護規程」に明記するとともに、当社グループ役職員に周知徹底する。

9. 当社の監査等委員会の職務執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払い又は償還の手続きに関する方針に関する事項

- (1)当社は、監査等委員及び監査等委員会の職務の執行について生ずる費用については、通常の監査費用は監査職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかにその前払い及び請求に応じる。

10. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査等委員会は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人からの説明を受ける。
- (2)監査等委員会は、内部統制監査室の監査と調整をはかり、連携して監査を行う。また、監査等委員会は代表取締役社長兼グループCEO及び会計監査人と定期的に協議を実施し、意見及び情報の交換を行う。
- (3)監査等委員会は、取締役会に出席する他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、社内各部門と定期的に相互の意思疎通を図る。
- (4)監査等委員会は、職務を遂行するために必要と判断したときは、顧問弁護士、監査法人等の専門家による外部アドバイザーを活用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力を排除するための体制

- (1)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。
- (2)当社は、反社会的勢力対応マニュアルを整備し、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を総務部とし、当該部署が情報の管理や外部専門機関との連携を行う。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明 更新

現時点において、特別な買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1. 適時開示に係る基本方針

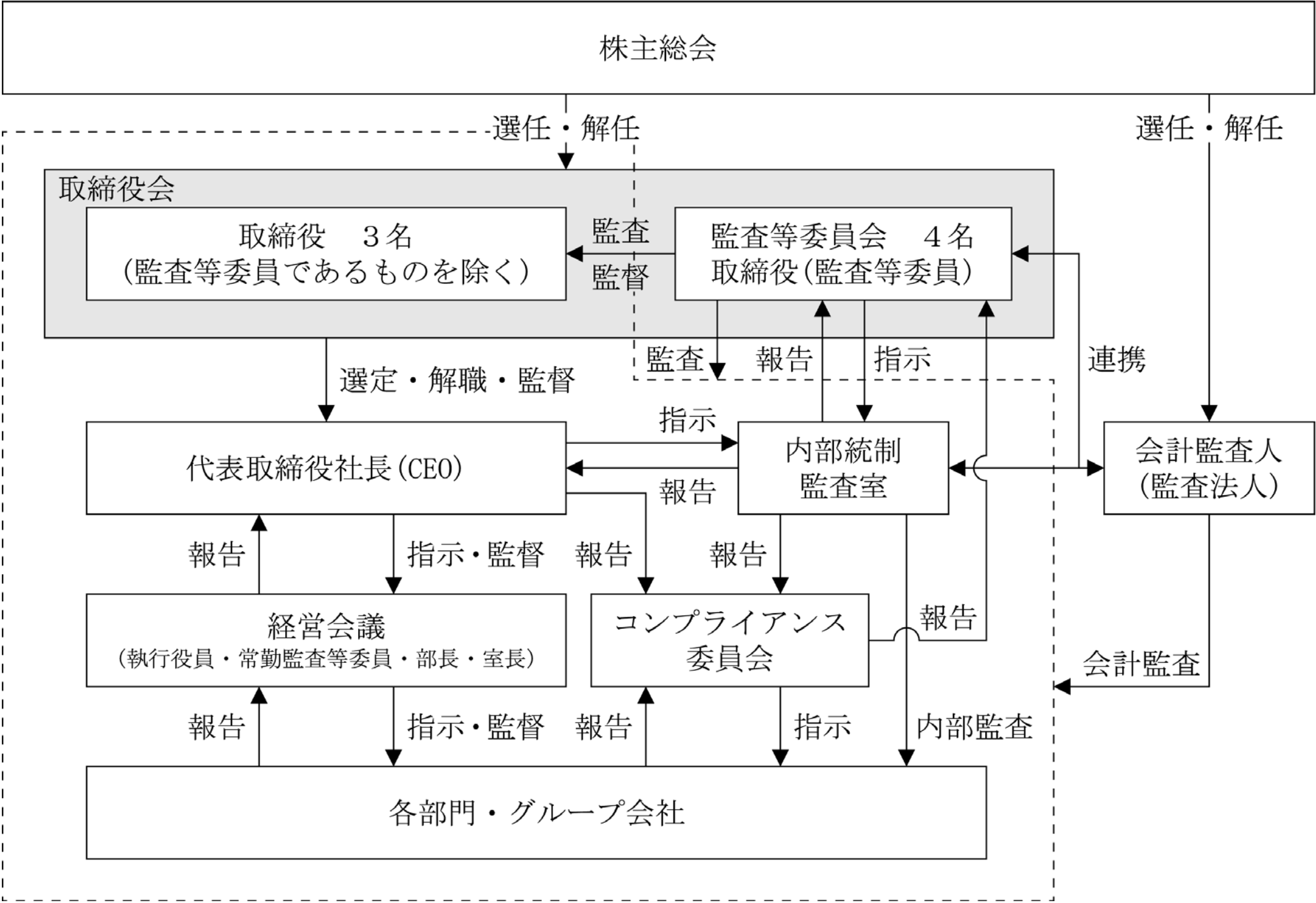
当社は、一般投資家をはじめとするステークホルダーの方々に対し、当社の企業内容に関する情報提供を行うことが重要な経営課題の一つであると考え、企業情報の開示体制の整備に積極的に取り組んでおります。また、重要な企業情報を知り得る立場にある特定者が、不当な利益を受けることにつながるインサイダー取引を防止するため、「情報管理規程」に準拠し、管理の徹底に努めてまいります。さらにタイムリー・ディスクロージャーに対応するべく、決算の迅速化、正確かを図り、証券関連諸法令および東京証券取引所が定める適時開示規則への準拠を踏まえた社内体制の強化を図る方針であります。

2. 適時開示に係る責任者および担当部署

(1) 適時開示責任者は、情報開示担当役員である専務取締役専務執行役員グループCFOであり、決算情報については経理部が担当し、その他の開示については総務部を中心とした体制としております。

(2) 情報開示担当役員にて情報を一元管理し、迅速かつ正確な情報開示に努めてまいります。情報開示においては、必要に応じて、開示の要否、内容、時期等について、監査法人や顧問弁護士等へ相談しております。

(3) 適時開示情報はTDnetへ登録、開示を行い、当社ホームページにも掲載しております。



【適時開示体制】

